

担当課名	クリーンセンター
案件名	灰固化設備年次点検
案件の概要	灰固化設備の年次点検を実施する。
随意契約の種類	随意契約
契約年月日	令和 5 年 8 月 4 日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	880,000 円（うち消費税 80,000 円）
契約期間	契約を行った日～令和 6 年 3 月 29 日
随意契約とした理由	<p>本業務は、灰固化設備の年次点検を実施するものである。</p> <p>灰固化設備は煤塵から重金属が漏れ出さないように固化させるものであるが、定期的に点検整備を実施する必要がある。大阪湾広域臨海環境整備センターの受入基準を満足させるため、点検整備は必要不可欠なものである。</p> <p>ごみ処理施設は特殊な設備により構成されており、その点検整備には施設に精通した者による実施でなければならない。また、市民生活に影響が出ないよう、焼却炉の稼働を行いながら点検整備を進めていく必要があり、安全性についても十分な配慮が必要となる。作業員と施設運転管理者とで綿密な打合せを行い、細心の注意を払いながら点検整備を進めていく必要があることから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており点検整備実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当）</p>